

# 序章

---

## 都市計画マスタープランの 見直しの考え方



## 序章 都市計画マスタープランの見直しの考え方

### 1. 見直しの背景

本市は、海と山と川の自然に恵まれた環境と万葉の時代から連なる歴史文化を兼ね備え、近畿南部の中核都市として今日まで発展してきました。

都市計画においては、大正 14 年に市域全体が区域決定され、次いで昭和 6 年に街路、昭和 9 年に用途地域、昭和 16 年に土地区画整理事業及び風致地区、昭和 17 年に下水道と土地利用計画及び都市施設が決定告示されました。

都市計画の事業として、昭和 9 年から街路や土地区画整理事業、下水道事業が次々と実施されましたが、昭和 20 年の戦災に伴う「戦災復興計画基本方針」に沿い、新しい構想の下に総合的な都市計画を策定し、昭和 21 年に街路、駅前広場及び戦災復興土地区画整理、昭和 23 年に公園、昭和 32 年に下水道、昭和 54 年に自動車駐車場がそれぞれ決定告示され、継続した事業が実施されてきました。

昭和 46 年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を都市計画として行って以来、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念に基づき、「用途地域などの土地利用に関する規制誘導」「道路・公園・下水道などの都市施設の整備」「土地区画整理事業などの市街地開発事業」の推進を図り、社会情勢の変化や土地利用の動向等を勘案した適宜の計画変更を行って、現在に至っています。

また、平成 4 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」を平成 11 年 3 月に策定しました。

その後の産業構造の変化、人口減少社会の到来など本市を取り巻く状況の変化、さらには、本市の長期総合計画や県の都市計画区域マスタープランといった上位計画の改定を踏まえ、平成 24 年 3 月に改定を行いました。

今回の見直しは、第 5 次長期総合計画基本構想や県の都市計画区域マスタープランの改定に加え、まち・ひと・しごと創生法の改正に基づく「和歌山市人口ビジョン」及び「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や都市再生特別措置法の改正に基づく「和歌山市立地適正化計画」の策定など、市の新たな施策展開への対応が必要となっており、都市の将来像や土地利用の基本方針など、和歌山市のこれからの時代に応じた都市づくりの指針として「都市計画マスタープラン」の改定を行うこととしました。

※本マスタープランの各種統計データについては、平成 28 年 3 月現在で公表されている最新年次までの数値を掲載しています。

(例：国勢調査に基づく場合は公表されている最新年次の平成 27 年人口等基本集計（人口集中地区、流入・流出口、産業別就業者等は平成 22 年）までとしています)

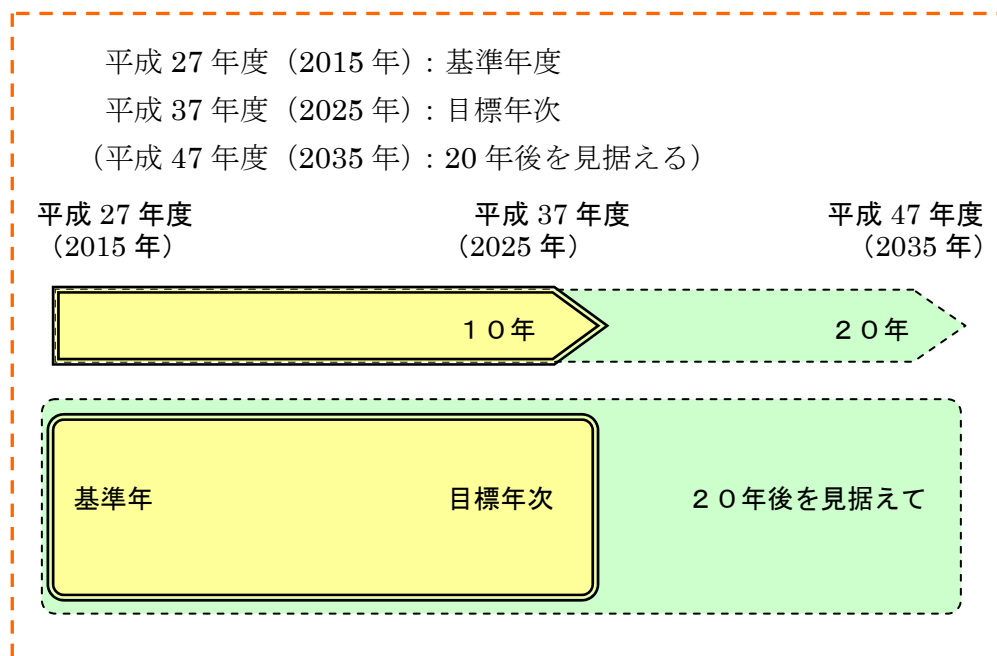
## 2. 見直しの基本的な考え方

### (1) 見直し方針

計画の見直しにあたっては、以下の基本的な考え方をもとに、中核都市として多様な機能を持つ、個性豊かで魅力的なまちづくりをめざして、都市計画マスタープランを策定します。

- ① 和歌山県都市計画区域マスタープランや和歌山市長期総合計画等の上位計画における本市の役割や位置づけを明らかにするとともに整合を図ります。
- ② 関連計画において、都市計画の観点から必要な計画や取り組みを、都市計画マスタープランに反映します。
- ③ 少子高齢化、人口減少、環境問題等の最近の社会情勢に基づく課題に対して、都市計画の観点からの取り組みを明らかにします。
- ④ 平成 24 年 3 月改定の都市計画マスタープランにおいて、関係機関の意見等をもとに、社会情勢の変化等を勘案し、計画・事業等の見直しを行うとともに、新たな計画や事業を明らかにし、平成 27 年度を基準年次として 20 年後の都市づくりを見据えて定めます。

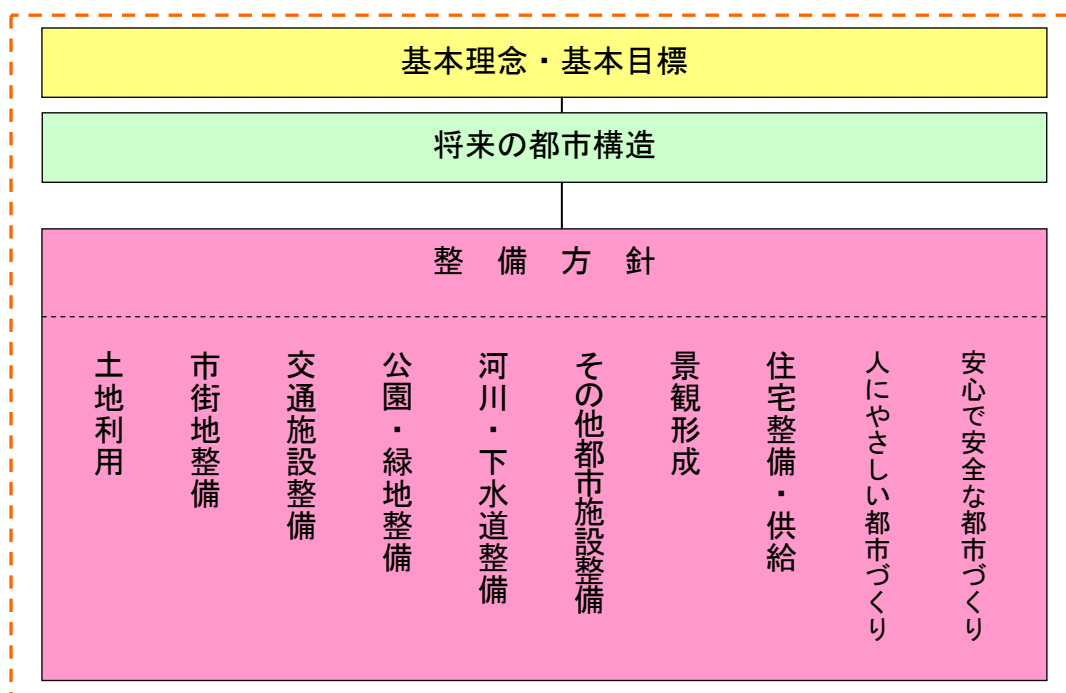
#### <目標年次>



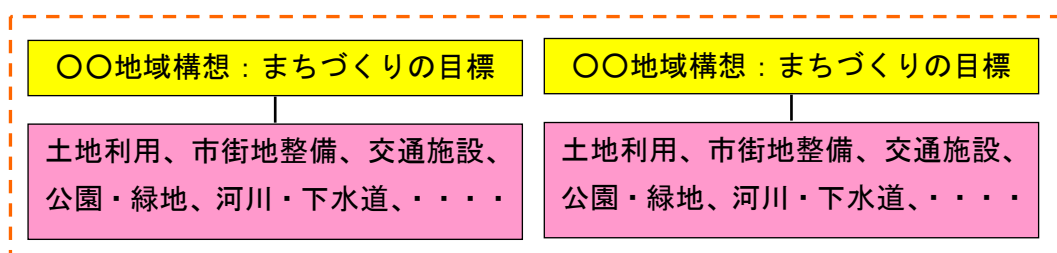
(2) 策定の概要

- ① 都市計画マスタープランは、全体構想・地域別構想で構成します。
- ② 全体構想では、都市計画マスタープラン策定の「基本理念、基本目標、将来の都市構造等」を明らかにするとともに、整備方針として「土地利用」「市街地整備」「交通施設整備」「公園・緑地整備」「河川・下水道整備」「その他の都市施設整備」「景観形成」「住宅整備・供給」「人にやさしい都市づくり」「安心で安全な都市づくり」の方針を策定します。
- ③ 地域別構想では、地域区分ごとに全体構想との整合を図り、まちづくりの目標及び全体構想と同じく土地利用等について、整備方針を策定します。

◆全体構想



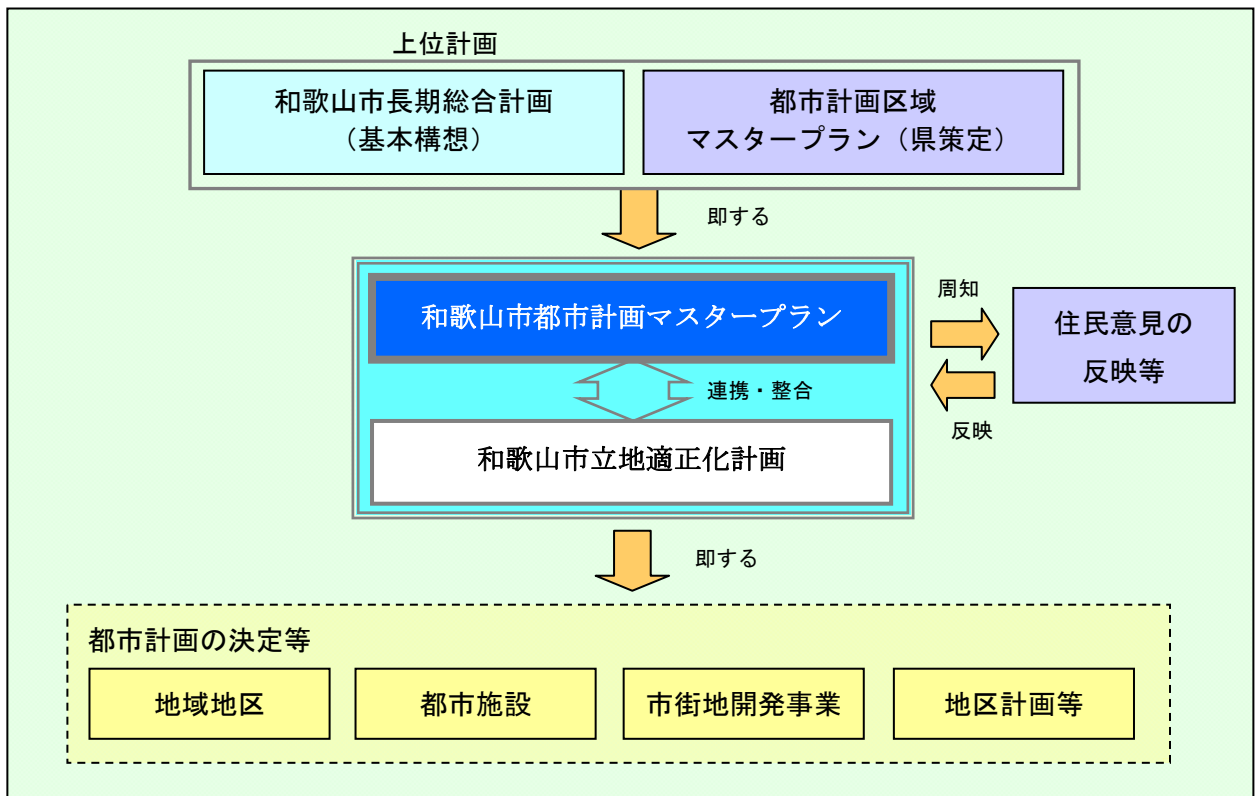
◆地域別構想



### 3. 都市計画マスタープランの位置づけ

- ・和歌山市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本方針」として位置づけます。
- ・市町村の都市計画マスタープランは、まちづくりに係る具体性のある将来ビジョンを確立し地域別のあるべき市街地像を示すとともに、整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定め、市町村が定める都市計画の基本方針です。
- ・市町村の都市計画マスタープランは、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」、「市町村の基本構想」に即したものとします。

#### <都市計画マスタープランの位置づけ>



#### <参考：都市計画法>

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 《上位・関連計画》

## ◆第5次和歌山市長期総合計画 基本構想

名 称	第5次和歌山市長期総合計画 基本構想
計画期間	平成29(2017)年度～平成38(2026)年度
<p>＜基本構想の主旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の潮流や様々なまちづくりの課題への的確な対応</li> <li>・魅力的なまちへ向けた市民・事業者・行政などまちづくりに関わる全ての人々の一体的な取組み</li> <li>・実現に向けて本市がめざすべき将来都市像やまちづくりの方向性を明確にし共有することが重要</li> </ul> <p>＜現状と見通し＞</p> <p>◆時代の潮流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・少子高齢化の進行</li> <li>・経済情勢と雇用環境の変化</li> <li>・高度情報化社会の進展</li> <li>・安全・安心に対する意識の高まり</li> <li>・環境に対する意識の高まり</li> <li>・公共サービスの選択と集中、担い手の多様化</li> </ul> <p>◆和歌山市を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境、地域的特色：豊かな自然、優良な交通条件、温暖な気候</li> <li>・歴史背景：古来から人・もの・情報が行き交う交流拠点</li> <li>・産業・経済：地場産業の発展、重化学工業の先導的な役割→企業競争力の強化、企業立地の推進が期待</li> <li>・文化・観光資源：歴史資産や豊かな自然→国内外を通じた観光交流</li> </ul> <p>◆和歌山市の将来見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口：人口減少、少子高齢化が進む→人口減少の歯止め（人口ビジョン）、2026年度（平成38年度）目標人口34.7万人</li> <li>・財政：より安定した財政構造の構築</li> <li>・土地利用： <ul style="list-style-type: none"> <li>（都市的土地利用）</li> <li>・本市では、人口集中地区（D I D）の面積が拡大する一方、その中の人口密度は低下を続けてきました。低密度な市街地の拡大は、様々な住民サービスの低下を招きかねないことから、コンパクトで便利なまちづくりを進めます。</li> <li>・市街化区域では、周辺に一定の人口や都市機能の集積がある駅などを中心としたエリアにおいて、更なる機能の向上を図ります。特に、高次の都市機能が集積した中心市街地では、既存の資産の有効活用や機能充実を図り、便利で魅力的な市街地を形成し、まちなか居住を進めます。</li> <li>・市街化調整区域では、無秩序な宅地の拡散を防止しつつ、鉄道駅や小学校等周辺の地域の生活拠点に、居住や日常生活に必要な機能を緩やかに誘導します。特に交通利便性の高いインターチェンジ周辺などには、企業立地を促進するなど特性に応じた土地利用を図ります。</li> <li>・また、公共交通の適正配置や都市計画道路などの幹線道路整備等により、中心市街地と郊外における拠点等とのネットワーク化を促進します。</li> <li>（自然的土地利用）</li> <li>・農業生産を支える基盤であり、景観形成や自然環境保全などの機能を持つ農地については、保全と有効利用に努め、農業振興を図ります。また、豊かな自然が残る森林や水辺空間の保全を図り、自然とふれあい親しめる環境を提供します。</li> </ul> </li> </ul> <p>＜目指すべき将来都市像＞</p> <p>本市の魅力・強みを広く発信しつつ、さらに磨きをかけていくことで、活力にあふれた住みたいまちとして選ばれる和歌山を形成していくことをめざし、</p> <p style="text-align: center;">“きらり 輝く 元気和歌山市”</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち</li> <li>2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち</li> <li>3 子供たちがいきいきと育つまち</li> <li>4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち</li> </ol>	

<目標人口>

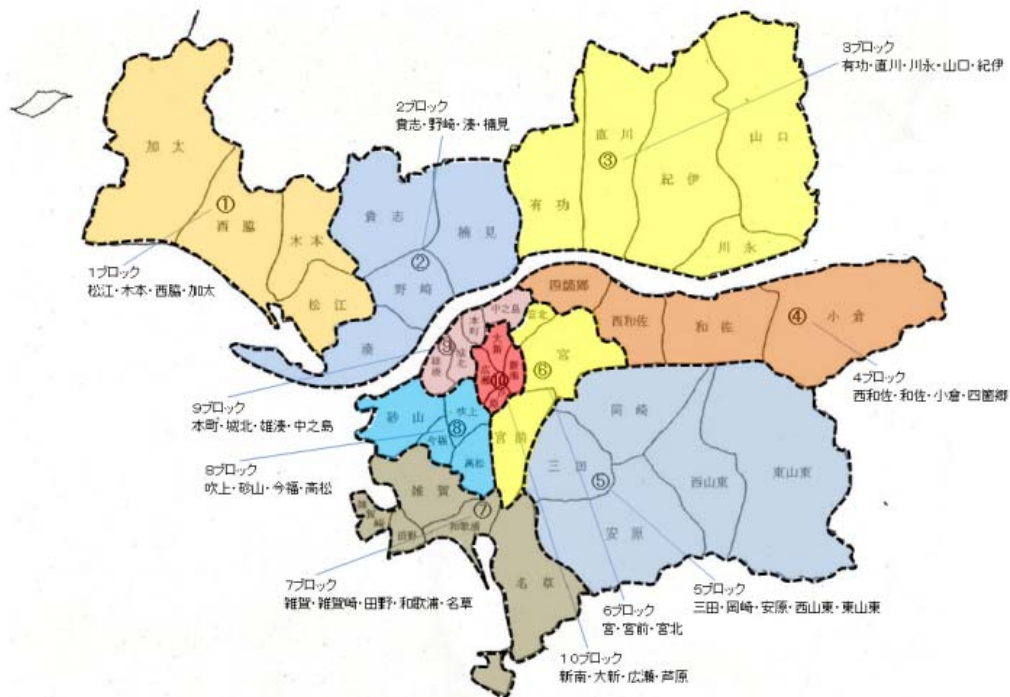
H38 年度（2026 年度）347,000 人（H22 370,364 人）

<地域別まちづくりの目標>

◆地域別まちづくりの意義

- ・第5次和歌山市長期総合計画では、市域全体のまちづくりの方向性に加え、各地域で積極的に取り組んでいるコミュニティ形成や助け合いに関する取組、また、文化遺産や祭事などにもスポットを当て、それらを生かした地域づくりの方向性を示すことで、市内各地域での個性を生かしたまちづくりを推進します。

◆地域別 地区区分 10 地域区分





## ◆和歌山都市計画区域マスタープラン

名 称	都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）（平成 27 年 5 月）
目標年次	平成 37（2025）年度
<p><b>1 都市計画区域及び区域区分の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の都市計画区域の範囲を維持</li> <li>・広域都市計画区域の再編検討</li> </ul> <p><b>2 主要な都市計画などの決定方針</b></p> <p><b>（1）土地利用に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点市街地形成のための土地利用の誘導</li> <li>・安全で活力ある都市の形成</li> <li>・郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止</li> <li>・広域交流を支援する土地利用の誘導</li> <li>・防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成</li> <li>・優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導</li> </ul> <p><b>（2）都市施設（供給処理施設、教育・文化施設、厚生・福祉施設）の整備に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の都市活動や財政規模に見合った都市施設の整備及び計画見直し</li> <li>・広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備</li> <li>・災害の防止や避難、救援機能をもつ都市施設の整備</li> <li>・誰もが安心して生活できる広域医療体制の整備</li> <li>・誰にでもわかりやすく使いやすい都市の環境づくり</li> <li>・港湾・海岸の機能充実</li> </ul> <p><b>（3）交通に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点市街地等を連携する公共交通システムの充実</li> <li>・自動車へ過度に依存しない交通体系の形成</li> <li>・多様な交通手段の結節システムの整備</li> <li>・誰もが出かけられる近隣環境の整備</li> <li>・市街地中心部再生の根幹となる道路等の整備</li> <li>・観光資源としての歩行者系ルート等の整備</li> <li>・観光ニーズを支える回遊型交通システムづくり</li> <li>・地域の連携、情報発信の核となる交通施設づくり</li> </ul> <p><b>（4）自然的環境に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地中心部の利便や防災に配慮した公園広場の整備や緑のネットワークの形成</li> <li>・広域交流の拠点となる公園緑地の整備や特色のある緑地の保全</li> <li>・風害、延焼、水害等を防ぐ防災機能を有する緑地の保全</li> <li>・都市の自然環境、郷土景観等の骨格を形成している緑地等の保全と自然環境に配慮した都市施設の整備</li> <li>・省資源とリサイクルに配慮するまちづくり</li> <li>・廃棄物の適正処理体制の構築</li> <li>・農業や里山と調和する循環型まちづくり</li> <li>・再生可能エネルギーによる地域産業の創造</li> </ul> <p><b>（5）市街地整備に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地中心部再生のための市街地整備の促進</li> <li>・郊外部や新市街地での市街地開発の見直しと既存の都市ストックの活用</li> <li>・広域交流拠点や地域の高質な都市空間の形成を図る市街地整備の促進</li> <li>・密集市街地の再整備の促進</li> <li>・津波や水害・土砂災害を見据えた市街地整備</li> <li>・安全で快適なまちなかでの居住の支援と促進</li> <li>・安心して暮らせる高齢者の住まい</li> </ul> <p><b>（6）景観形成のまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた街並み景観を創造するまちづくり</li> <li>・優れた文化遺産を継承し活用するまちづくり</li> </ul>	

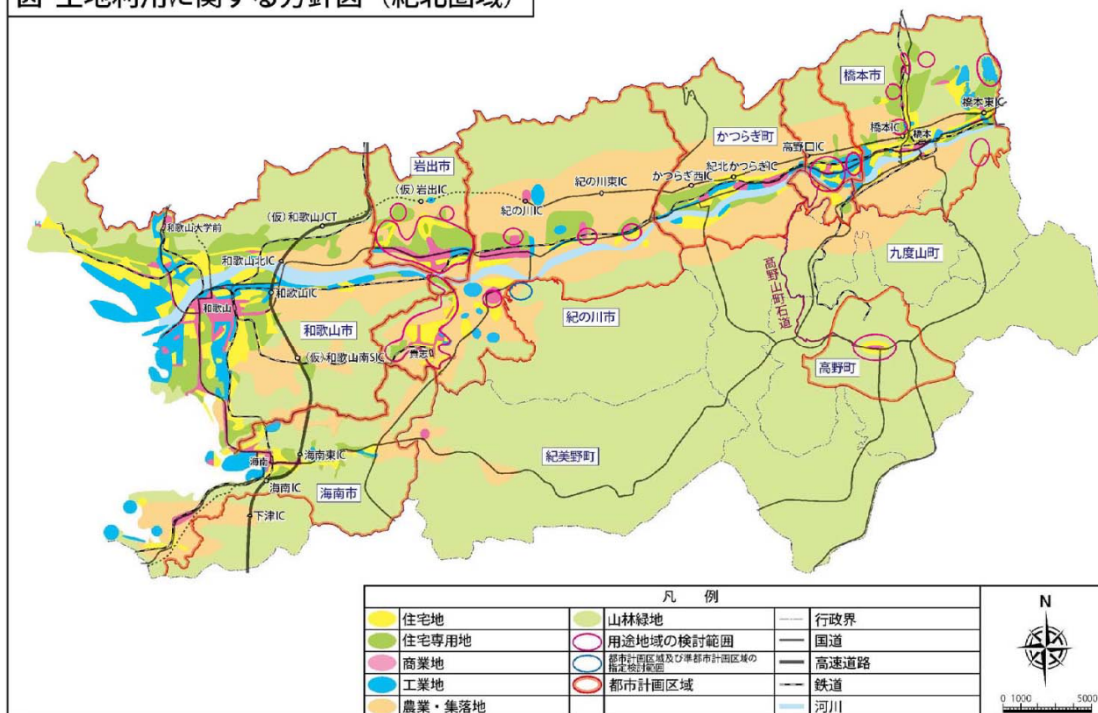
- ・優れた自然景観を継承し活用するまちづくり
  - ・地域の特性を活かした住民主体の景観づくり
- (7) 防災に関する方針
- ・都市災害の防備
  - ・自然災害の防備
  - ・南海トラフ地震等の災害への対応
  - ・救急救援ネットワークの整備
  - ・防災意識の向上
- (8) 協働に関する方針
- ・住民・市町村・県との連携による協働のまちづくり
  - ・地域の個性を尊重した協働のまちづくり
  - ・協働のまちづくりを支える情報通信ネットワークの向上
  - ・協働による安全・安心の確保
  - ・住民によるまちづくりを促す制度の整備
  - ・協働のまちづくりに関わる人材の育成

目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき  
おおむねの人口及び産業の規模

区分		年次	平成 22 年	平成 37 年
人口	都市計画区域内人口		370,364 人	おおむね 332,000 人
	市街化区域内人口		320,890 人	おおむね 292,000 人
産業	工業出荷額		13,392 億円	おおむね 17,178 億円

※都市計画区域内人口：人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」より  
 ※市街化区域内人口：トレンド推計（H7,12,17,22 の国勢調査データを用いて、各種推計（一次回帰、累乗回帰、指数回帰、対数回帰）より、相関係数をもっとも高い指数回帰式を採用）  
 ※工業出荷額：トレンド推計（H7,12,17,22 の工業出荷額データを用いて、各種推計（一次回帰、累乗回帰、指数回帰、対数回帰）より、相関係数をもっとも高い一次回帰式を採用）

図 土地利用に関する方針図（紀北圏域）



◆ 和歌山市立地適正化計画

名 称	和歌山市立地適正化計画（平成 29 年 3 月）
計画期間	平成 47 年度
<p>&lt;立地適正化計画の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層から選ばれるまちづくり</li> <li>○生活サービスの維持・強化</li> <li>○時代にあった高次都市サービスの提供</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人口密度の維持に関する施策</li> <li>○中心拠点における都市機能の維持・誘導に関する施策</li> <li>○公共交通ネットワークの形成に関する施策</li> </ul> <p>&lt;対象区域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市内の都市計画区域</li> </ul> <p>&lt;将来人口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 37（2025）年：332,000 人</li> <li>・平成 47（2035）年：298,400 人</li> </ul> <p>&lt;都市機能誘導区域&gt;</p>	

